

第十三回国会 建設委員会 議 録 第十六号

(四九四)

昭和二十七年三月二十八日(金曜日)

午後二時七分開議

出席委員

委員長 松本 一郎君

理事 内海 安吉君 理事 鈴木 仙八君

理事 逢澤 寛君 理事 三朗君

理事 宇田 恒君 理事 上林山榮吉君

理事 小平 久雄君 理事 瀬戸山三男君

理事 西村 英一君 理事 三池 信君

理事 福田 繁芳君 理事 増田 連也君

理事 池田 峯雄君

出席國務大臣

建設大臣 野田 卯一君

出席政府委員

總理府事務官(地方財政) 武岡 憲一君

官(地方財政) 局財務部長 菊池 明君

建設技官(道路局長) 大村已代治君

建設技官(住宅局長) 委員外の出席者

建設事務官(道路局長庶務課長) 淺村 廉君

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

委員外の出席者

建設事務官(道路局長庶務課長) 淺村 廉君

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

委員外の出席者

建設事務官(道路局長庶務課長) 淺村 廉君

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

委員外の出席者

建設事務官(道路局長庶務課長) 淺村 廉君

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

委員外の出席者

建設事務官(道路局長庶務課長) 淺村 廉君

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

委員外の出席者

建設事務官(道路局長庶務課長) 淺村 廉君

専門員 西畑 正倫君

本日は委員長事故のため、私が委員長

長の職務を代行いたします。

本日の日程に入ります前に、小委員

の補欠選任についてお諮りいたします。

すなわち田中織之進君が昨二十七日

委員を辞任され、佐々木更三君が委

員となられたのであります。田中君

は道路、水道、耐火建築助成並びに宅

地建物取引業に関する小委員でありま

したので、これら小委員が欠員とな

つております。つきましてはこれらの

小委員の補欠選任を行ななければなら

ません。小委員の補欠選任につきま

しては、前例によつて委員長において指

名するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内海委員長代理 御異議なしと認め

ます。それでは道路、水道、耐火建築

助成並びに宅地建物取引業に関する各

小委員には佐々木更三君を指名いたし

ます。

○内海委員長代理 次に、前会に引続

きまして道路整備特別措置法案を議題

といたします。前会に引続き質疑に入

ります。西村英一君。

○西村(英)委員 昨日の質疑によりま

して政府の考へておられることも大体わ

かりましたが、私はさらにもう少しこま

かく二、三の質問をいたしたいと思ひ

ます。第一点は、第三条に、建設大臣

が有料道路をつくる場合において、三

つの事項があつた場合に有料道路をつ

くることができるとしてあるのです

が、その言い表わし方に、「各号に規

定する条件に該当する場合に限り」と

してあるのは、この三つの条項の一つ

ずつに該当した場合におのづから

というのであるか、この三つを兼ね備

えなければつけないというのである

か、これはひとつお示しを願ひたいと

思ひます。

○菊池政府委員 三つの条件を兼ね備

える場合であります。

○西村(英)委員 さらにもう一点。第

三条の「道路法第二十條第二項の規定

にかかわらず」というのは、現在の

道路法によりまして建設大臣は必要

があれば道路の改築、新設ができるの

ですが、この「道路法第二十條第二項

の規定にかかわらず」というのは、

国道のみならず府県道並びに市町村道

でも建設大臣は有料道路をつくること

ができるという意味であるかどうか、

その辺を御答へ願ひます。

○淺村説明員 道路法第二十條第二項の

規定にかかわらずと申しますのは、道

路法の二十條二項におきましては、建

設大臣は必要があると認める場合にお

いては国道の新設または改築をなすこ

とができるという条文がございます。

今回の道路整備特別措置法案の第三條

におきましては、あえて国道に限ら

ず、必要があれば府県道等に対しまし

ても建設大臣が直轄で新設、改築の工

事を実行する道を開くわけでございます

ので、その意味からいたしまして、

国道に限つておられる建設大臣の

権限を少し拡大しなければならぬ。

従ひまして法制的には「道路法第二十

條第二項の規定にかかわらず」とい

う表現にいたしましたわけであります。

○西村(英)委員 一応了承します。次

に第六條であります。第六條は、道

路の管理者がなんぞ都道府県知事及

び市長が有料道路をつくる場合の条文

であります。非常に表現の仕方が第

三条の建設大臣がやる場合と違つた

のであります。趣旨は全然同じである

かどうか。つまり建設大臣が有料道路

をつくる場合の条件も、それから都道府

県知事及び市長が有料道路をつくる場

合の条件も同じであるかどうか、その

表現の仕方はなほだしく異なつてお

るが、その点をひとつお尋ねいたしま

す。

○淺村説明員 三条におきましても六

條におきましても、趣旨は大体同様で

ございます。ただ書き方が若干異なつ

ておりますのは、第三条におきまして

は条件を一、二、三と三つあげまし

て、三番目に「当該道路の新設又は改

築に要する費用が償還を要するもので

あること」というのを条件の中に入れ

ております。六條におきましては、大

体三条の条件をひつぱつて来ておりま

すが、「費用が償還を要するものであ

ること」という表現を、六條におき

ましては、「全部又は一部が償還を要

するものであり」というふうに書き

わけましたために、その点だけを本文

に入れます。あとの二つの条件を第

三条からひつぱつて来ておられるとい

う形になつております。しからば第三

條の場合には「費用が償還を要するも

のであること」と書き、第六條では、

「費用の全部又は一部が償還を要する

ものであること」ということを書いたか

と申しますと、直轄でいたします場合

には、私どもの考へとしては、まず全額

をこれとやらはらなしますところの

特別会計から費用を支出するという考

え方に立つておりますが、道路管理者

が行います道路工事についての規定の

場合は、道路工事につきましては必ず

しも全額をこの資金によつてやる場合

ばかりではない、この特別会計からは

貸付金も行うわけであります。その

所要資金の全額を貸し付ける場合もあ

ります。あるいはまたその一部

を貸し付ける場合もあり、いずれが原

則いずれが例外ということにもなりま

せんので、二つの場合を予想して特に

六條におきましては、全部または一部

というふうに書いただけでございま

す。それ以上大して本質的な相違とい

うものはございません。

○西村(英)委員 一応お尋ねした点

はわかりましたが、第三条の有料道路

をつくる場合の言い表わし方というもの

は非常にまづいと思ひます。もし第三

條、第六條が三つの条件を兼ね備えな

ければならぬという条文であるなら

ば、やはり書き方もそろえておか

ないと、この条文の書き方では各号の一

に該当すればよいというように見受け

られる。私は疑義のところをお尋ねし

たわけで、意見のことは申しませんが、

いずれにいたしまして非常に表現の

仕方がまづいことを申し上げます。

次に第七條で、建設大臣が地方公共

第一類第十六号 建設委員会議録第十六号

昭和二十七年三月二十八日

第一類第十六号

建設委員会議録第十六号

昭和二十七年三月二十八日

建設委員会議録第十六号

昭和二十七年三月二十八日

建設委員会議録第十六号

昭和二十七年三月二十八日

建設委員会議録第十六号

昭和二十七年三月二十八日

建設委員会議録第十六号

昭和二十七年三月二十八日

建設委員会議録第十六号

昭和二十七年三月二十八日

建設委員会議録第十六号

昭和二十七年三月二十八日

建設委員会議録第十六号

昭和二十七年三月二十八日

建設委員会議録第十六号

団体に金を貸し付けて府県道をつくる、あるいは市道をつくるという場合、「昭和二十七年以降三年間を限り」というこの事項を削除する意思はありませんか。

○菊池政府委員 われ／＼の方では削除する意思はございません。

○西村(英)委員 重ねてお尋ねいたしますが、二十七年以降三年間を限つて貸付けをするのでありますから、それ以後府県道、市道等を建設大臣がやる必要が起るかもしれぬから、その思意によりまして第三条で、「道路法第二十条第二項の規定にかかわらず」という文句を入れたのでありますかどうかでございますか、お尋ねいたします。——私の質問がわからないのかもしませんが、あらゆる道路を有料道路として建設することができるといふふうに第三条でしたのですが、国道のみでよいではありませんか。府県道その他は金を貸し付けてやればよいのではないですか。建設大臣がわざ／＼府県道、市道あたりに金を貸し付けてやる方法をとらなくてもいいではないか。「道路法第二十条第二項の規定にかかわらず」という文句を入れたくないいじやありませんか、その点が私にはわからない。

○菊池政府委員 大臣が国道も府県道もやれるということ、この三年間を限つたということは関係はないのであります。

○西村(英)委員 大臣は国道のみ必要だつたときにやればよいので、府県道及び市道というものは第七條において貸付金でやることの制度があるのだから、大臣が何れ府県道及び市道に対して直接やる必要はないのじやないかと

私は言っている。従つて二十七年以降三年間に限つたから、それ以後に府県道及び市道をやる必要のある場合があるからこの事項を入れたのかどうか。初めから大臣は府県道及び市道をやる意思があるのかどうか、第七條とのひつかりにおいてこれを入れたのかどうかお伺ひいたします。

○菊池政府委員 第七條で三年間と限られたから、第三条に「道路法第二十条第二項の規定にかかわらず」と入れたわけではないのでございます。三年間以前にも道路工事の種類によりましては、建設大臣が直轄でやることも考えられますので、この事項がござりますので、三年間というのを削られて、第三条のただいまの事項が入つたわけではございません。

○西村(英)委員 意思はわかりました。わかりました。それならば結局大臣が国道のみについて見ればよいので、つまり道路法の国道のみについて有料道路をつくるときに大臣がみずからやればよいのであつて、府県道をやる場合には当該公共団体に貸し付けられ、いじやないか、この道が第六條で開かれてゐる。何を好んで大臣が府県道、市道についてもやらなければならぬのか、その点が私にはわからないのであります。

○菊池政府委員 ただいまちよつと触れましたが、工事の種類によりましては、非常に大きな橋梁とか、長いトンネル等で、府県でやるよりも直轄でやつた方がよいと認められるものが相当あるのでございます。そういう場合に大臣が直轄でやる。見返り資金の場合にもそういう大量に一度にやろうというような場合には、直轄の力を使つて

やつた方が便宜であるとかいう例もござりますので、そういう点を考えたのであります。

○西村(英)委員 どうも不満でありますけれども、政府の考へておる意思だけはわかりました。

さらにもう一点お尋ねしますが、この法案の提案理由のときに、有料道路をつくるということとは、この法律以外にはできないというようなことがあつたと思ひます。現在の道路法のもとで有料道路、なかんずく橋でござります。それが、それは第何条かに許されておつたかと思ひますが、あの法律とこの法律とは別に関係はないと私は思ひます。が、さうに解釈してよろしゅうござりますか。

○菊池政府委員 その通りでございます。

○西村(英)委員 現在たゞさんの有料道路があると思つておるのですが、たとえば江ノ島に行く橋を通る人に対しては、相当に金をとつて通してござります。ああいうふうな有料橋のような場合には、料金のとり方及び期間といふふうなものは公共団体にまかしておるのであるか、あるいは建設省が多少の基準を示してやつておるのですか。

○西村(英)委員 現在たゞさんの有料道路があると思つておるのですが、たゞ江ノ島に行く橋を通る人に対しては、相当に金をとつて通してござります。ああいうふうな有料橋のような場合には、料金のとり方及び期間といふふうなものは公共団体にまかしておるのであるか、あるいは建設省が多少の基準を示してやつておるのですか。

○西村(英)委員 現在たゞさんの有料道路があると思つておるのですが、たゞ江ノ島に行く橋を通る人に対しては、相当に金をとつて通してござります。ああいうふうな有料橋のような場合には、料金のとり方及び期間といふふうなものは公共団体にまかしておるのであるか、あるいは建設省が多少の基準を示してやつておるのですか。

時措置に関する法律というものが施行されまして、その結果、かようなものは大臣の許可を要しないということに現在ではなつております。但し江ノ島等のごときものは、それ以前に始まつたものと思ひますが、おそらく地方官庁の許可を得てやつておるはずでござります。

○西村(英)委員 もちろん道路の整備を促進するために、道路に対して料金をかけるという必要があるわけでありまして、有料であるべき一般の道路としましては有料であつてはならないのであります。私は一例を今江ノ島の橋にとりまして、相当多額の収益をあげておられます。皆さんお通りになつたことのあると思ひますが、一回五円ばかりの料金をとつておられて、おそらく年間百萬人ないし百五十万人くらいは通行人があると思ひますので、年間五百万円以上の収入がありはせぬかと思ひます。それに建設省が関係ないとする、公共団体はその償却などをやつてしまつても、地方公共団体の財源としてあの橋でもつて料金をとることを考えやせぬかと思ひます。それに対して建設省としてははつてあるのか、あるいは何かの注意を促してあるのか、どういふような関係になつておるか、その辺を承りたいと思ひます。

○菊池政府委員 江ノ島の橋の例をおあげになりましたが、この橋はかなり前からああいうふうになつておりました。実はそれを今仰せられたほど厳格には取締つておりませんでした。が、こゝういふものができました際に何らかの措置をとつて、もう償却が終つておるのでありますから、それほど多額のものをとることについて公共団体と相談

○西村(英)委員 相談したいと思ひます。

○西村(英)委員 相談したいという話ですが、大体公共物をつくつて、それがペイしてしまつたら一般に公開するものが公共物の原則じやないか。今までそういうことに注意を払わなかつたのはおかしいと思ひます。さらにこの道路から料金をとるということとは最小限度にしなければならぬと私は思つておる。そういうものに対して十分調査はできておらない、関心が払われてないといふことを聞いて私はびっくりしたので、調査するならば調査してもよろしゅうござります。が、公共物であるといふことをお忘れになつてはたいへんだと思ひます。第七條の昭和二十七年以降三年間に限るというのには、いささかあつたと思ひます。府県道の場合はいさ／＼必要が起ることがあるから、何も昭和二十七年以降三年間を限る必要はない。必要がなかつたら特別会計にのせなければいけませんから、法文でこゝういふ制限を入れるのはちよつと道路整備特別措置法の目的に沿わないと私は思ひます。これは意見にわたりますから、その点政府に御注意を促して私の質問は一応終了します。

君。C内海委員長代理 次に瀬戸山三男

○浅村説明員　これは第二条の第二項におきまして、「この法律において「道

第一類第十六号 建設委員会議録第

○瀬戸山委員 御趣旨はわかりました。そこで問題になつてゐる第三条の

○清水説明員　たいへん恐縮でございますが、実はこれはミス・プリントで

という問題であります。第五條の規定

○瀬戸山委員 この条文から見るとそ
ういうふうになつております。従つて

一六号 昭和二十七年三月二十八日

○衆議院政務委員「たまたまの方針では、道路としましてはルールを敷く電

○瀬戸山委員 もう一つ、それに関連してありますが、これは道路を利用す

○菊池政府委員　これはやはり普通の

すね。

条に有米道路の規定があるわけでありまして、第三条では建設大臣がやる場

ます。国がやる場合はどういう規定に

○**神戸山委員**　きのうもちよつと問答になりましたが、この法案の資料に出

○菊池政府委員　これは案でありまして、この法律が通りますればこれに必

る場合に、これから法律をつくらうというときに、こういうものが有料道路

100

○菊池政府委員 府県道につきましては、貸付については前々改良あるいは

なおたたいま申しましたように、**管理者の意見を徴する**とか、あるいは地

めするわけではないのでありますけれども、道路局長は非常に道路に御熱心

III

たことであるが、それがすでに都道府県に貸付金を出されるということはおちよつとおかしいというふうにあるておりますから、お尋ねするのであります。こういうことになりましたと、こゝういう有料道路の制度があつて、いわゆる国家の預金部資金を貸し付けて道路をつくるというのを知らないところには非常な手遅れになる。それは君、すでにこゝういふものがあるのだ、とてそこそまで及ばないと、必ず行政的には出て来ると思ふのであります。そこでこれについて私は相当遺憾の意を表しておきます。もう一つこれについてお尋ねをいたしたいのは、橋が濃尾大橋は九橋出ておりました。橋だけつくと、道路がなければ通行できないのは当然であります。これだけの橋は道路には関係なく、橋だけをつくれれば、これに著しく利益を得て、賃料とれる、こゝういふ状況のところであるか。

○菊池政府委員 橋の前後のほんのとりつけ部分を数メートルもやりますれば、前後には道路があるものばかりであります。ただいま渡船場等をやつておるもので、ほんのとりつけ部分だけ施工しますれば、通行可能なものでございませう。

○瀬戸山委員 渡船場までつくつて通らなければならぬ道路は、現に活用しておる道路だと思ふ。そうすると第三条の、ほかに利用の方法がある場合といふこととちよつと抵触しやせぬかと思ふのですが、実際の場面を見ておりませんか。それと、その点はどんな状況になつておりますか。

○菊池政府委員 こじつけになるかも知れませんが、これは比較します場合は、まわり道をしまして、上流あるいは下流の橋梁をまわつて通るか、あるいは渡船を利用するのに比べまして、そういう方法があるということ、利用が余儀なくされないというふうに解釈をしたいのであります。

○瀬戸山委員 その点はこれ以上申し上げませんが、ただこゝういふことをあらかじめ計画されておるということ、局長のお心持はわかりますけれども、法律制定前にかようなことになつておるということについては、国全体から申し上げると適切ではない、かやうに考えておられます。そこでこれは一つだけ聞いておきたいと思ふますが、たとえば関門国道整備事業費の融資を受ける金額三十九億何がしということになつておる、これはほかにも全部三十一億八千万円、これはほかにも全部三十一億八千万円、こゝういふことになつておるのでしょうか。

○菊池政府委員 それは利息を含んで借りるわけでありませう。

○瀬戸山委員 ちよつとわかりにくかつたのですが、その工事をするのに三十一億八千万円かかるのに、三十九億一千万円貸すのだといふことは、どういふことなんでしょう。

○菊池政府委員 二十七年年度から三十一年度までかかることになつておりますが、その間借りて行くわけでありませう。その間の利子を払わなければならぬから、それまでを含めて借りようといふわけでありませう。利息を、借りて払うといふことです。

○瀬戸山委員 これは今貸し付けておられないですから、かまいませんが、どうもわかりにくい。総事業費三十一億八千万円で事業が上る。その道路を使つて料金を取つて、それから償還させるのだといふふうになつておるものと思ふが、利子まで貸し付けて、それを返せといふ制度をつくられるつもりでありますか。

○菊池政府委員 これは貸し付けるといふんです。大臣が自分でやるのであつて、大蔵省から借りたものを返すわけでありませう。それだけよい借りようといふわけでありませう。

○内海委員長代理 池田峯雄君。

○池田(峯)委員 ただいま瀬戸山委員からも質問がありました。たとえば関門トンネルの場合、ほかに通行し得べき道路はないわけでありませう。第三条の第一項第二号によりまして、「通常他に道路の通行又は利用の方法があつて、こゝういふふうにあるのでありますから、渡船場の場合、これには該当しないわけでありませう。だから関門トンネルを有料にするといふことは、明らかにあなたがつくつた法律に違反することになるのであります。この点はいかがでございませうか。

○菊池政府委員 ここに道路と書いてございませう。道路は、橋梁も、渡船場も、そういうものをひくるめて道路といふふうになつておるから、こゝういふふうには御解釈願ひたいのであります。

○池田(峯)委員 渡船場も道路である。そういう概念からこの道路といふものを理解するわけですね。そうすると、やはり第三条の問題ですが、一項一の著しく利益を受けるといふことと、二の他に通行し得る道路があるといふことは矛盾すると思ふ。

(内海委員長代理退席、委員長着席)

ほかに通行し得るべき道路がないからこゝ著しく利益を受ける。だから著しく利益を受けるといふことは、当然他に通行し得べき道路がないといふことなのであります。ところが、今度は他に通行し得る道路があつて、それを通らなくてもいいといふ道路なんです。この一と二は明らかに概念の上で矛盾しておると思ふ。たとえば、東京から大阪に行くのに、越後の方をまわつても行けるには行けるが、「当該道路の通行又は利用が余儀なくされるものでないこと」といふのは、こゝういふ意味に解釈することなのでございませう。その点を明快に御答弁願ひたいと思ふ。

○菊池政府委員 私はまたかわり道があるから、今度の道を通つた場合に、元の道を通るよりも著しく利益を受けるものといふことが成り立ち得ると思ふのであります。

○池田(峯)委員 かわり道があつたら、何も著しく利益を受けることはなないと思ふのです。それはこゝから新宿へ行くにしても、かわり道はたくさんあります。だからもう一本新しい道をつくつたとしたつて、何ら著しく利益を受けたいはずなんだ。ほかに通行し得る道路がない所へ道路をつくるからこそ、著しく利益を受けるわけですね。そうじゃありませんか。あなたのさういつたかわりの道路があるから著しく利益を得るのだといふ概念からすると、有料道路といふものは、われわれにとつてます。理解が困難になつて来ると思ふのです。あなたの考えをもつと詳しく説明していただきたい。私、頭が悪いので理解ができませんから、どうぞひとつ説明していただきたい。

○菊池政府委員 現在あります道路あるいは遠まわりをする道路を通るよりも、今度のいい道路をつくつてそれが通り得るようになれば、前の道路を通るよりも利益があるといふことは言ひ得ると思ふのです。それを端的に書いたのですから、御了解願ひたいのであります。

○池田(峯)委員 了解できません。たとえば橋がなくて遠まわりしなければならぬ所に橋をかけてくれたら、著しく利益を受けるわけですね。ところが他に通る橋がある。そこへまた橋をかけた。これはちよつとも著しい利益ではない。多少の利益ではありませう。が、著しい利益ではない。ですから一と二といふものは私はあくまでも矛盾しておると思ふ。

それからもう一つお聞きしたいと思ふのですが、たとえば料金の額をきめる場合に、ほかの橋を渡るよりはこゝの橋を渡つた方が得するから、大体損得の割合からいつて料金をきめる。関門トンネルの例をとれば、渡船で行くと千三百円、トンネルで行くと千円だ、だから得するじゃないか、こゝういふ勘定で千円という額をはき出すといふようにこの前の委員会でおりました。たとえばトラック屋さんが貨物を運んで関門トンネルを通つたとすると、千円の料金なら、お客さんから千円きりとれません。お客さんに対して、渡船で行けば千三百円とられるから千三百円出せと言つても、関門トンネルは千円しかとらなければ、千円しかとれません。さういたしますと、渡し船で行つた場合とトンネルを通つて行つた場合と、貨物自動車屋さんとしては運賃上では何ら得をしない。千円

しか扱わないのですから、お客さんからも千円しかとれません。そうなる

と、関門トンネルができて、お客さん

から千三百円とつて、トンネルの方へ

は千円払つたらしいということにな

れば、三百円得するのですが、そうはい

かない。その貨物自動車屋さんにお

前得をするのだから千円払えというの

はどうですか。

○松本委員長 池田君今のは御質問で

すか。

○池田(兼)委員 質問です。

○松本委員長 御答弁がないよう

で。

○池田(兼)委員 私の質問したことが

わからないようですが、料金はそれを

通つて利益を得る者からとるのでし

ょう。そうじゃないですか。それをま

ず聞かせてもらいたい。

○池田政府委員 この趣旨は、よくし

たために、それだけ運輸費が安くなる

ようなものをのつてくるといふので

す。だからだれも料金の上で得をしな

くてもよろしいのでありまして、建設費

からでないと、私から答弁しにくいの

であります。

○池田(兼)委員 行政協定というのは

国会に相談しないで政府の方できめた

のですから、行政協定の内容について

はことごとく知悉して、その上で締結

されたものであると思うのでありま

すが、まだそういう点もおわかりにな

らないのですか。

○池田政府委員 不敏にして私にはま

だわかりません。

○池田(兼)委員 よく調べてくだ

さい。そういう大きな問題が政府委員に

わからないというのは、はなはだけし

からぬことだと思ふ。なぜならば今の

日本の道路を通つてゐる外国のジ

ブ、軍用トラック、こういうものの量

は莫大なものです。有名な甲州街道な

どというものは、立川、横田の飛行場

へ行く外国の自動車のために、子供た

ちはあふなくて横断もできない。し

つちゆう人がひき殺されてゐるとい

つたように、外国自動車の交通が頻

ある。こういう自動車からとるとら

ないとは、たいへんな開きになる。

あなたたち研究しなせんとするが、こ

こで料金を計算する場合に、関門ト

ネルでは推定交通量が貨物大型三十七

万五千台というふう計算しておるわ

けです。それでは、この三十七万五千

台というものを計算したのだから、こ

の中に外国の自動車が入つておるか

らないか、これだけを聞けばいい。

○池田政府委員 われ／＼もりたい

という希望は持つておられます。ただ

まここ公式にお答え申し上げるだけ

の資料がまだないということであり

ます。研究いたしてないわけではあり

ませんから、今後研究いたしまして

から

お答えいたします。

○池田(兼)委員 資料を要求してお

きたいのですが、たとえば戸塚国道を例

にとつて、ここで日本の自動車と外国

の自動車とは何台くらい——いわゆる

パーセンテージでもつけようか、こ

どの程度の比率になつておるか、こ

れをお調べ願ひたいと思ふのです。

それから、これはすぐわかると思

ふのですが、全国における外国の自動車

とそれから日本の自動車の数を、概算

でつけようか、それから調べてほしいと思

ひます。

なお先ほど瀬戸山委員からも質問が

ありましたが、この瀬尾大橋以下十四

箇所、これについて政府の方では全国

の地方自治団体に、今度こういつたよ

うな法律ができる、だからこういう希

望があるものは法律ができる前に仮資

料としてでもひとつ提出せよというこ

とを言つてあるのではありませんか。それ

ともそんなことは全然ほかの地方団体

には知らせないで、この箇所だけに知

らせて、また仮許可といつたようなも

のを与えたのであります。この点を

お聞きしたい。

○池田政府委員 正式にまださうい

うものを発送することは手続上できま

せんで、地方から出て参りましたもの

には話をいたします。

○池田(兼)委員 地方から出て来たも

の話をした程度で、全国の、特に県

ですが、こういうところにあまねく行

き渡つておるといふことではないので

すか。

○池田政府委員 大体あまねく行き渡

つておるといふことです。

○池田(兼)委員 こういう法律がもう

できそうだから、あるいは今建設省の

方をつくつておるから、それで希望の

ものは許可を申請しろ、こういうよう

なことではこの十四箇所というものが決定

になつておるわけでありませんか。

○池田政府委員 まだ申請はさせてお

りません。

○池田(兼)委員 申請を受けていない

ものが、特別会計のうしろの方にはつ

きり、特別に載つておるといふのは

どういふわけでありませうか。

○池田政府委員 これは特別会計を置

きます際に、内容がどういふものであ

るかというところを出さなければ、あの

特別会計の方はできないのでありま

す。だから計画書というところで、ほん

の添付書類になつてあれが出ておるの

であります。あれが出たものであり

ますから皆さんの御質問もありません

し、自然こういふふう引続き資料が

できて来たわけでありませう。

○池田(兼)委員 その点についてやは

り資料を要求しておきたいのであり

ます。瀬尾大橋とか大川橋とか、こ

ういつた橋が、はたして他に道路の通行

または利用の方法があつて、当該道路

の通行または利用が余儀なくされるも

のでないところの橋であるかどうか、

こういうような点を図面の上でも了

知したいと思ひますから、ひとつ簡単

な図面でも提出していただきたいと思

ひます。

○松本委員長 浅利三朗君。

○浅利委員 私も少しこの問題につ

いて当局の御意見をお伺いしたいと思

ひます。第三条において第二号に「通常

他に道路の通行又は利用の方法があつ

て、当該道路の通行又は利用が余儀

なくされるものでないこと。」という

ことから見ますと、これは新設道路で

あるかのごとく想像されるのであり

ます。現在の既設の道路のほかに何か

これに並行して弾丸道路とかなんと

かという計画をされる意思もこの法案

には盛つてあるかどうか、その点を

第一にお伺ひしたい。

○池田政府委員 新設道路は今後考

えられることもあるかもしれませんが、

いわゆる世の中でいつております弾丸

道路というふうなものをこれで取扱

うとは思つておりませう。

○浅利委員 そこでこの示された表に

より見ますと、関門国道のごときはと

まかとして、府県の道路において瀬尾

大橋その他の橋が列挙されてお

ります。これらの橋は現在の路線にか

ける橋であるか、あるいは現在ある橋以外

のところにかけるのであるか、その点

を明らかにしていただきたい。

○池田政府委員 これは現在ある路線

の上にかけるものでありまして、実は

この大部分はたゞいま公共事業で初年

度かかつたものが多いのであります。

とうてい公共事業費で今後まかな

せんので、これに切りかえたいとい

ふのが真情であります。

○浅利委員 そうなるとこの第三条の

第二号というものはちよつと疑問を生

じて来ます。「通常他に道路の通行又

は利用の方法があつて、当該道路の通

行又は利用が余儀なくされるもので

ないこと。」ところが今までの道路で

そこを通過しなければならぬといふこ

とにその橋をかける場合に、これは他

に橋がないといふればその通行を余儀

なくされる、こういうことになる。そこ

に矛盾があるのではありませんか、その点

はどういふふうにお考えですか。

○菊池政府委員 路線はありますが、橋がないのであります。たいがい渡船であります。

○浅利委員 全然橋がないのですか。かけかえはないと承知していいのですか。その場合において道路の通行または利用の方法が他にあるということとは渡船という意味を含むのであります。かけかえは一切含まぬという意味ですか、それをはつきり伺いたい。

○菊池政府委員 渡船、または上下流の遠方の橋をまわるといふことであります。

○浅利委員 それからこの使用料によつてまかない得るといふ場合は、たいしては交通量の多いところである。そうすると交通量の多いところはこういう方法でやるが、交通量の少ないところは賃とり橋なりあるいは賃とり道路は成り立たぬというのですか。そうすれば道路計画の全体から見ると、そういう交通量の多い場合は賃とりで行き、そのほかは公共事業費で行く、こういう方針のもとにこれは計画されているのかどうか、その点をはつきり伺つておきたい。

○菊池政府委員 極端に申しますればそういう結論になるかもしれませんが、実は前々申し上げましたように、できるだけ公共事業費によつて道路は整備したい、しかしながらこういう多額に要しますもので有料でやれば成り立つても行こうというものはこの方に譲りまして、公共事業でやる方ができるだけ軽くして行こうという趣旨でございます。

○浅利委員 この財政計画の面から見ると三箇年間に限つて貸付をする、そして一方の表によつて見れば五箇年間に

にわたる計画もあるようでありまして、これはどういふふうになるのでありましようか、すべて三箇年でやるのであります。一番終りの方の償還計画というところに二十七年年度借入れ、二十八年度借入れないし三十一年度借入れというふうには五箇年になつておりますが、一方においては三箇年を限るといふのであります、この点はどういふふうにご理解されたいのですか。

○菊池政府委員 貸付の場合の三年間、これは先ほどちよつと申しましたが、この下の方に三年間でまだ終らないのがあります。こういうものはどうしても三年間というに限りませんが、れば直轄にまわすよりほかには手はない。できまづこのなればそういう場合には三年間というのを改訂するとか何とかしませんが、今後これ以上上げることでもできませんので支障も生ずるかと思ひますが、一応この三年間という了承を得たままでもやりたいと思つております。

○浅利委員 三箇年間に限られる範囲の計画であるならば、これは了承するにやぶさかではありませんが、一方において五箇年の計画がある、他方においては二十七年年度から三箇年間でやる、こういうことで、今政府委員の言われるごとくさらにこれを継続して借りることができないことにすれば、あとの二箇年分はさらに継続して借りることができず、中途においてそれを放棄する、あるいはそれを公共事業費に振りかえて行くということになりまして、それによつて将来の公共事業の予算に制約ができて来る、そう了解してよろしうございませうか。

○菊池政府委員 直轄してやります場合には三年間という限度はないのであります。

○浅利委員 そういたしますと、これによつてやる府県というものはないので、直轄に切りかえる必要がある。その直轄に切りかえる必要がある。そこでそれは不都合ということになりますれば、また後年度に改訂を願うか、あるいはやはり直轄に切りかえて行くという手を使うかの方法があるわけでありませう。

○浅利委員 この貸付によつてやる道路は府県の負担あるいは国の負担というものはないことになると了解するのではありませんが、こういう重要な橋梁とか何とかいうものは、府県なり国も負担するといふことになれば、この範囲がもつと広くなると思ひます。こういうふうな場合、ほかとの権衡はさしつかえないことになりませうか。

次に、有料道路としても採算がとれない場合は一体どうなるのですか。償還年限の変更といふこともありましようけれども、あまりに高い料金であるといふことになる、償還不可能で赤字財政になる。そういう場合には府県なり国がその損失を補填するといふことまで覚悟せねばならぬのかどうか。その点はどういふお見通しですか。

○菊池政府委員 他の公共事業費でやるものと不均衡といふ問題ですが、これはただいま全額貸し付けるといふことでやつておりますが、また中には一部は出すというのでも出て来やせぬかと思ひます。そういう場合には一部を貸し付けて、それを償還して行けばよろしいといふふうにしてあります。

それから料金とれない場合、こういうものを選びたくないのではありませんが、交通量と料金の関係で予定だけ入らぬこともあるかもしれませんが、そういう場合を考慮しまして、なるべく安くしてどん／＼通つてもらふことを考えなければならぬと思つております。万一非常に入らぬといふようなことがありました場合には、貸付の場合は地方に負担してもらふことにしなければならぬと思ひます。

○浅利委員 それから使用料をとる期間が二十年なら二十年と仮定いたしまして、その前に償還ができるという場合には、その料金はとらないことにするの、あるいはそれを継続してつておつて、他の道路の建設費に利用するといふふうにお考えになりますか。その方針を一応承つておきたいと思ひます。

○菊池政府委員 ただいまのところは、償還すればとらないことにしたいと思つております。しかしながら特別会計全体といたしまして、ゆたかな箇所もありましようし、とりにかくい箇所もありましようから、ある程度はブル式に考へて一年、二年はよけいに償還してもよろしい。これによつて足りないところを補填するといふことも将来考へなければならぬ時期があるいは来るかと思ひます。

○浅利委員 最後に一つ、関門トンネルについて伺ひたいと思ひます。この融資額三十九億、事業費が三十一億。それから第二の方は四十六億の融資で、三十八億の工事費、そのほか府県の方においても五十八億の融資といふことになっておりますが、せっかく政府が融資されるならば、道路が完成して現金がとれて、相当の収入が得られるまでの間は償還のすえ置き期間を置くという方法が常識であります。が、そういう方法はとれないのかどうか、償還年限を定めるといふことはできなかつたのか伺つておきたいと思ひます。

それからもう一つ、関門トンネルについては料金は千円となつております。おそろくはこれも利用者は喜んで払うかもしませんが、その場合において比較して検討したいことは、貨物の運賃はどうなるか、現在国鉄の関門トンネルを出て対岸に運ぶ場合との比較においてどういふ比率になるか。また旅客関係においては人を乗せた自動車とか、汽車で対岸に渡つた場合とどういふ計算になるか。何かお調べになつた資料があるならば、これは料金ははたして十分にとれるかどうかといふ見通しの上から参考になりませうかと思ひます。かゝつて御提出を願ひたいと思ひます。

○浅利委員 ただいまの関門の場合の利息でございますが、この計画表では関門トンネルは今後五箇年間に一応償還事業といふことに計画されておりますので、五箇年たちますと完成いたしますので、六年目から通行料金をとり出すわけでございます。その通行料金は、授けました資金の償還額と利息の支払いを考へていふ／＼額をきめるのであります。建設期間の五箇年間の利息だけは払つて行かなければならぬ。これは利率は六分でございます。一応預金部資金の特別会計の融資で

ざいますので、無利息というわけには参らない。しかしながらどこからその利息を出すかという点になり、結局金が出ないことになり、一応利息を含めたものを借りて、借りたものをまた逆に払うという経理をやつておきます。これは普通そういうことにするものだということを伺つておりますので、私もそれに従つておるわけでありませう。

それから、関門につきまして通行料金をいれ、こまかく出してあります。関門につきましては、かねて私どもでいろいろ調査もいたしまして、たとえば関門隧道を有料にした場合どのくらいの料金がよからうかというようなことを一応調査したものに基いて、その利益計算が出ておるのでございませう。なお料金につきましては、法律にもございませうに、政令においてとつくりとその基準を定め、またそれによつて十分鉄道運賃なども関連を持たしたものをきめたい、かように考へておりまして、目下検討中でございます。

○松本委員長 お諮りいたします。本法案に対する質疑はこの程度で終了いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○松本委員長 ちよつと速記をとめて……

〔速記中止〕

○松本委員長 速記を始めてください。

○松本委員長 それでは皆さんの御賛成によりまして、質疑は打ち切りになりました。

○松本委員長 それでは次に、公営住宅

第一類第十六号 建設委員会議録第十六号

昭和二十七年三月二十八日

宅法第六条の規定に基づき、承認を求め

るの件、内閣提出、承認第三号を議題

といたします。質疑を続行いたします。

池田(肇)委員

この説明資料の一

ページで、住宅不足、住宅需要増のう

ちの特に緊急度の高いものを百九万四

千五百戸と推定してあるものであります

が、緊急度の高いものかどうかという

観点に立つてきめられたものであるか

を伺ひます。

○大村政府委員 この緊急度の高いも

のうちの、三百十五万六千九百戸

のうち特に緊急度の高いものは非住宅

居住及び同居世帯者が百六万八千八

百、それから九層未満の過密居住をして

いる世帯数が八十三万四千五百、これ

を合計いたしますと百九十万三千三百

戸になるわけでありませう。

○池田(肇)委員 そういふ御答弁なら

ばこの表を見ればわかるのでありま

す。この表では住宅を持たない、そし

て同居世帯数が多いというふうなもの

のうち、二十世帯のうち三世帯という

ような割合ではじき出したもの、ある

いは非常に狭い所に住んでいる世帯の

中から、また二十軒のうち三軒をはじ

き出したもの、これが百九万四千五百

戸であるというふうになっておるので

あります。ですからこの百九万四千五

百戸という世帯は、金がなくて住宅を

建てたくても建てられない、ほんとう

に困つたものというふうに理解してさ

しつかえございませう。

○大村政府委員 御意見に近いと存じ

ます。

○池田(肇)委員 そうしますと、今度

はこの百九万四千五百戸に対応する建

設省の住宅建設計画でありますが、こ

のうち三箇年に六十九万を予想するの

であります。ところがこの六十九万戸

を予想しておる数は、民間自力建設戸

数なのであります。百九万四千五百戸

というの、これは金がなくて、建て

たいけれども建てられない人たちがあ

るのに、今度は政府が建てようとする

百九万四千五百戸の中には、自分の金

で建設できる数を六十九万戸も算入し

ているのであります。これは明らかに

数字上のごまかしであると思つてあ

ります。三箇年に百九万四千五百戸の

住宅をつくらなければならぬ。ところが

そのうち自力建設戸数を六十九万戸

含めておる。それから官公庁給与住宅

その他で四万四千五百戸、こういうこ

とになるのであります。従つて国庫が

補助し、あるいは国家が融資をして住

宅を建てる数は三十三万戸でよろし

いという答えをここからはじき出して

おるわけなのであります。この自力建

設戸数六十九万戸というものをここへ

入れたらどうか、これはお間違ひ

ではなからうか、こういうふうにか

えられるわけですが、これを御説明いた

さした。

○大村政府委員 たいへん失礼しまし

た。先ほど表の見方を誤つておりまし

た。資料の第一表にございませう。こ

うに、住宅不足数は備考にございませう

に、緊急度の高い百六万八千八百戸

を二十年間のうちの三年、この数字

と、それから同居のない狭小過密居住

世帯数の八十三万四千五百戸を二十年

間のうちの三年、二十年間にこの二つ

の数字を解消するための三箇年分と、そ

の下段にございませう住宅需要、普通世

帯増に基く住宅需要増が年間に二十四

万戸でございませう。それから住宅の災

害喪失による住宅需要増が年間三万戸

でございませう。それから老朽自然消耗

による住宅需要増は年間五万戸でござ

いませう。これは三年間は当分修理を

して、しんぼうしていただくという考

え方をいたしまして、三箇年間に普通

世帯増に基く住宅需要増が七十一万九

千戸、それから住宅の災害喪失による

住宅需要増が九万戸、計八十万九千

戸、この八十万九千戸と、前に申し上げ

ました上段の二十八万五千五百戸を

寄せましたのが百九万四千五百戸で

ございまして、この八十万九千戸の方

は、民間の建設能力のある人が相当あ

るといふこととございませう。

○池田(肇)委員 この八十万九千の中

に六十九万も自力建設能力のあるもの

が含まれておるといふふうに説明され

ましたが、それだとはなはだおかし

いではないかと考へられる。なぜ

ならば、平均年間住宅需要増として三

十二万、従つて三年間で九十六万戸、

この九十六万戸の中からあるに落ちま

して八十万九千としたのであります。か

ら、その八十万九千とすると、もう自

力で建設できるものを相当除いて八十

万九千というものが緊急住宅需要増だ、

こういうふうに出しておるのでなから

うか。すべてそういうふうに出して建

設できるものは除いて、貧乏で家が建

てられないというものが百九万四千五

百戸だ、これはどうしても建てなけれ

ばならないのだと、こういうふうにあ

なたの方では出しておるのではないで

しょうか。それを今度は、百九万四千

五百戸のうち自力で建てられるものが

六十九万だ、こういうふうに出してお

る。一体この六十九万といふのはどこ

から出して来るか。もちろんこれは平

均年間需要増二十三万、それを三倍し

て六十九万と出したものでありませう

けれども、緊急度の高い百九万四千

五百戸、そのうち年間二十三万戸は自

力で建てられるのだ、これはちよつと

おかしいじゃないでしょうか。自力で

建てられる数は、緊急度の高いものも

低いものも全部ひつくるめて日本では

二十三万戸なんです。ですからこの

二十三万戸を三倍した六十九万とい

うものを、緊急度の高い、どうしても住

宅を建てなければならぬという数字

の中に入れておくといふことは、これ

はお間違ひではございませうか。こ

ういふふうに聞いておるわけでは

ない。

○大村政府委員 上段にございませう住

宅不足数の非住宅居住及び同居者世帯

数並びに同居のない狭小過密居住世帯

の数字が二十八万五千五百戸になつて

おりますが、この中でも、必ずしも自

力建設ができない人ばかりというわけ

には行かないのであります。相当数自

力建設ができるように考へるわけであ

ります。自然この下段においてはおつ

と大きなパーセンテージをもつて自力

建設ができると考へる次第でございま

す。

○池田(肇)委員 自力建設云々という

ことはともかくとして、それでは緊急

度の高いものという基準はどこからき

めたのですか。これは何という数字に

何という計数をかけたかという説明は

なくて、緊急度のケースをつくる基本

的ななはかり、考え方、こういうたもの

をお聞きしたいと思ふ。緊急度の高い

というのはいくらというか。緊急度の

高、一般に緊急度が高いといつても、

戦時中では工員の宿舎を建てるという

ことが緊急度が高いということになり
ましよう。あるいは防火都市を建設す
る建前からいへば、耐火建築物を増築
するということが緊急度が高いという
ことになるでございましょう。従つて
緊急度の高いという概念、そういうた
ものを御説明願ひたい。

○大村政府委員 上段の方は緊急度の
高いということをお承知くださったよ
うに私は考えるわけでありませう。下段
の方は、毎年これだけの需要がある
わけではございません。それをばつておき
ますと、どん／＼累積する。こういう
意味でもつて毎年この数字は解決して
行きたいという意味の緊急度の高いと
いうことであります。

○池田(肇)委員 解決して行きたいと
いう数字だとか、そういうことでな
く、一体緊急度の高いというのは、貧
乏で家が建てたくても建てられないと
いうところに基本的な考え方を置いて、
緊急度の高いものはこれ／＼だと
出して来たのか、それともこのほかの
別の概念がこの緊急度の高いものとい
う概念の中に含まれておられるのか、こ
ういうように聞いておるわけです。

○大村政府委員 貧富の度合いをもつ
て基準を出しておりませんで、住宅の
困窮度をもつて基準を出して おりま
す。

○池田(肇)委員 日本の住宅は何で建
たないのでですか。

○大村政府委員 現在はいろ／＼事情
がございまして、もちろん貸家主
にいたしましては、貸家主が営利的な
面で非常に不利だというようにござ
いますと、あるいは国の立場に
なりますれば、財政的な立場から、資
金その他の関係で予想通り数字が上げ

得ないということと考えます。

○池田(肇)委員 ごく普通な考え方で
言つてもいいと思ふのです。たと
えばあなたが家を建てるといふ場合
に、まず一番先に何を考えますか。一
番先に考えるのは金ではないか。だか
ら退職手当を五万もつたら、五十
万の家を建てよう。それまではちびち
びかたくしておつて金をためよう、こ
ういふことじやなかろうかと思ふ。や
はり金がないから住宅が建たないので
あつて、貧富の度合いを考慮に入れて
考えたのではないと言つておられます
けれども、日本の住宅が建たないとい
うのは、建てる金がないところが問題だ
らうと思ふ。それをあなたはそう言つ
ておりません。緊急度の高いものとい
うのは、金がなくて建てられないとい
うの、この人たちは百九万四千五百戸と
は、じき出したのか。私は当初からそう
聞いておる。ところがあなたはそうじ
やないと言つて、何としてもそれを頑
強に承諾しないのです。なぜ承諾しな
いかと申しますと、この百九万四千五
百戸を充当する政府の計画の中で、金
があつて自分で建てられる戸数を六十
九万の中へ入れてしまつた。この六十
九万という数字は、当然今住宅が
不足しておる三百十六万、あるいは年
間三十二万戸も需要増がある、こうい
つた中で、日本の住宅が二十年後に不
足するものは六百五十六万戸になる勘
定であります。二十年後に六百五十六
万戸も不足する。この中で幾分か自力
で建てる人も出て来るというのであつ
て、緊急度の高い百九万戸の中に年間
二十万戸、三年間で六十九万戸とい
うものを含めるといふのは、ちよつと
当を得ていない計算でなからうか、こ

ういうふうな考えられる。そこにあな
たが矛盾をみずから感じておりますが
ゆゑに、緊急度の高いものといふの
は、これはあつたか、こうだといふ
つて話をそらして行くのではなからう
か、こういふふうな考えられるわけ
です。この六十九万といふものを百九万
四千五百戸の中に含めないと、三年間
で政府が三十六万戸の住宅を建てれば
何とかやつて行けるのだという結論が
出て来ないわけでありませう。その結論
を出すために、自力建設戸数を六十九
万戸と見ておるわけでありませう。私は
この点でこの資料の表が、ブルジョア
統計といふのでしようか、吉田統計と
いふのでしようか、はなはだインセンキ
性に富んだものであると断ぜざるを得
ないのであります。

なおそれではこの三箇年計画の第一
年計画として、日本で一体どれくらい
の住宅が建つのか、それを御説明いた
だきたい。

○大村政府委員 これは当初に釈明申
し上げた次第であります。この三箇
年計画の決定が、い／＼手続等も手
間取りましたために遅れた次第であり
ます。私どももいたしまして二十七年
度予算に要求いたしましたのは、一応
私どもの手元ではじいた数字でもつて
公営住宅を八万戸、公庫住宅を八万戸
といたしまして要求いたしましたわけ
でございます。すなわち予算要求の当時は
十六万戸で計画したわけでございます
が、公営住宅につきましては公共団体
の財政面、特に起債の問題などで、大
都市が特別建設費で窮地に立つてお
りましたので、公営住宅につきましては
この点に特に重点を置いてやつて行

く。すなわち公営住宅は即時償還でき
るわけでございますから、百パーセン
ト起債のわくを認めてもらうように
現在努力してゐるわけでございます。
そういう措置がございましたならば、来
年度は相当数字を上げてがんばるとい
うのが順当ではないかと思ひまして、
本二十七年度予算は一応前年通り二
万五千程度でしんぼういたしまして、
公庫住宅の方を五万戸がんばりまし
た。合計七万五千の数字にたいたいま
なつております。

○松本委員 あと質問が一人残つ
ておりますが、建設大臣の出席が要求
してありますので、大臣がそのうちに
参ると思ひますから、参りますまでし
ばらくこのまま休憩をいたします。

午後三時四十六分休憩

午後三時四十七分開議

○松本委員 休憩前に引続き會議を
開きます。本法案について質疑を続行
いたします。淺利三朗君。

○淺利委員 この提案になつておりま
す住宅三箇年計画を審議するにあたり
まして、私どもは国会がこれを承認す
るというこゝについて二つの大きな不
安があるものであります。一つは、三百
六十万戸に及ぶ住宅の不足数を二十年
間において解消する。こういう建前
計画において解消する。こういふ建前
計画が承認すればはたしてこの不
足が二十年間に解消できるか。もしわ
れわれがこれを承認すれば、住宅政策
の貧困といふものを是認する結果にな
るようなおそれもあるであります。
もう一つは、これは消極的に言へば、
この三箇年計画といふものがはたして
実行できるか。政府はかつて災害都

市の計画を是正し、そしてこれを五
箇年計画で実施するといふ目標を掲げ
たにかかわらず、その後遅々としてそ
れが進まない、こういう前例があるわ
けであります。閣議では決定されて
も、財政のいかによつてまたこれが
変更される。こういう意味においてこ
の計画を国会が承認するといふこと
になれば、政府がこれによつて国会に責
任を転嫁して、住宅政策に対して、あ
るいは安易な道を歩むといふような傾
きになりはせぬかといふことを恐る
るのであります。そこで私は、この問題
は事務局より大臣にお伺ひした
い。一体政府として日本の住宅政策に
対して真剣に総合的の計画を立てられ
るかどうか、ただ政府資金によつて三
箇年計画を立てられておられるのか、これは
民間のあらゆる方面における総力をあ
げてこの住宅政策の解決に當るといふ
ことであらねばならぬのじやないか。
かつて私は火災保険会社のあの保険金
を利用するといふ方法を考へてはどう
かといふことを申し上げたのでありま
すが、その後それに対するところの調
査の結果、できるのかできないのか、そ
ういふ点から見れば私はここに二、三の質
疑をいたしたいと思ふのであります。

第一は、これは政府支出のほかに公
共団体が必ず負担をすることは当然で
あります。しかし公共団体においても
今日の地方財政においてはその負担は
容易でないであります。自然これ
は起債の裏づけによらねばならぬ。と
ころが今日の融資の面においては、
地方財政委員会等の割当は、地方の要
望を満たしておらない。その実例は
昨年一ノ関市が耐火建築の住宅を割当

てられたにかかわらず、その起債のわくが非常に狭かつたために遂にこれを隊行し得ずして木造住宅に變更したというような実例もあるのであります。この点において政府は、この住宅建設のための地方融資について優先的にこれをやるという方針で進んでおるかどうか、その点を第一にお伺いしたいと思ふのであります。

○野田國務大臣 政府の計画しております公営住宅について、政府の予算に計上してもその二分の一なり三分の一なりの地方負担に対して適切な起債等による財源措置が講ぜられない場合には、計画の達成がむずかしいのじやないか、その点について政府は十分な手当をしておるかという意味の御質問でありましたが、現在地方債がきわめてきつうくつなことは御承知の通りでありまして、その原因の一番大きいものは、やはり資金運用部資金の蓄積の少いことにあると思ひます。資金運用部資金が年間六百億とかいふような、その程度の額であるといふことは、今日の貨幣価値から見ましてあまりにも少いと思ふのであります。終戦前におきましては、毎月十億から十五億の預金部資金が集まつて参つたのであります。現在の貨幣価値に直しましたならば、千億あるいは千五百億という金が毎月集まつて来ておつたのであります。それに比べて最近の実績が毎月五十億であるといふことは、あまりにも少な過ぎるのであります。この点政府としては今後最善の努力を尽さなければならぬといふふうに考へております。かりに月々五十億の百倍の百億になりますと、年間六百億の金がふえて来るということになります。

第一類第十六号 建設委員會議録第十六号 昭和二十七年三月二十八日

で、どうしても資金運用部に集まる金をふやすように今後政府としてうんと努力をしなければならぬといふことを強調いたしておるのであります。もしこれがある程度達成できまると、現在の地方債の窮乏というものもかなり緩和されるのではないかと、いふように見通しておるのであります。二十七年の予算編成にあたりまして、私建設大臣として特にこの点を強調いたしまして、資金運用部資金の増強をはかるために、大蔵省も一億数千万円の貯蓄奨励の金をもつて大いにやろうといふように非常に意気込んでおりますので、私は二十七年に予定されておる資金運用部資金の約六百億よりも必ず上まわるだろうといふふうに考へております。もしその方面の運動が功を奏しましたならば、将来相当にこの力がたまつて来るのではないと思ひます。そうした場合には当然住宅建設の裏づけとなる地方債につきましても、できるだけ最大限に認めるように努力をいたすわけでありまして、現在ではどちらかと申しますと、災害復旧の關係の地方債が優先をいたしてお

り、それについて住宅債券が認められておりますが、今後は財源をふやすことによりまして十分この裏づけをはかるようにいたしたいと考へておる次第であります。

○淺利委員 大臣の理想はまことにけつこうでありますから、そこに大蔵出身の大臣でありますから、その辺のことは遠慮はないと思ひますけれども、建設大臣としての立場とまた大蔵当局の立場はおのづから異なつておると思ひます。ぜひ國務大臣としての政治力によつて今の理想を実現するように熱望する次第であります。

次には政府資金による場合ではなく、民間資金の活用の問題について全面的に住宅政策の上から考慮を願ひたい。それは先刻申し上げました火災保険会社の保険金の利用という道がどうなるか、また不動産金融について何か民間銀行に対して政府において御計画があるかどうか。これによつて住宅建設に幾らかの緩和ができる御見通しがあるかどうか。またそういう御計画があるかどうか。ことに今度の表によつて拝見しますと、先刻池田委員も質問されたやうであります。民間住宅六十数万户を計画しているやうであり

ますが、しかし二十五年以来の民間住宅の建設を見ますと、漸次その数が減つて参つております。はたしてこの趨勢のもとに今のやうな民間融資というものを考へないで、民間の自己建築というものが期待できるか、そういう点があるからこの民間融資、火災保険の利用というやうなものをどうするかといふことについて御計画があるかどうか。

それからもう一つ、今日まで料理屋、飲食店などは盛んに建築されております。また高層建築の事務所も多いのであります。こういう方面の融資はどこから出ているのか、またこれは政府の方針としてどういふものに対して優先的にこの融資を認めている結果であるか、もし限られたる国家資金なりあるいは民間資金というものを利用するならば、これらのものを押えて住宅の方にもう少し力を入れる方針はとり得ないものであるか。これらについては從來どういふ御方針であつたか、この点について建設大臣として、また國務

大臣としてのお考えを伺ひ、今後この方面の解決に努力を願ひたいと思ふのであります。その点についてお考えを聞かしていただきたいと思ひます。

○野田國務大臣 個人が住宅を建てるために必要な資金の融通の問題であります。この不動産金融につきましても、最近政府におきまして特に力を入れて参つて来ているのであります。産業の建設に必要な不動産金融の長期信用という問題につきましても、特別な金融機関をつくりまして、これに対処したいと思つております。その他不動産金融は総理大臣もきわめて熱心でありまして、この問題はできるだけ今後大きなもの、小さいもの合せまして適切な措置をとつて行きたいと考へております。また国民金融公庫等の活用の場合におきましても、不動産金融的なものは考へられなかつても、不動産金融的な程度考へてやつていふと思ひますが、運営面におきましてもそういう点を加味することもあわせて考慮されている実情であります。

それから損害保険会社の積立金の活用の問題につきましては今後研究を続けたいと思ひます。現在は生命保険会社の積立金総額は五百億圓くらいじやないかと思ひますが、それに比べると、損害保険会社の積立金は、一年きりのものであります。蓄積は非常に少ないものでありますから、資金量としてはさほど大きなものではないといふ感じがいたすのであります。この方面の使ふべき金がありますれば、十分活用いたしたい。しかしながら金額的に非常に大きいものだといふことは期待できないのではないか。また損害保険会社としても、資金の運用面からい

たしまして、短期資金的な色彩を持つておりますので、この運用にはいろいろの制約もあり、不動産、住宅というものに何ほどき得るかといふことも十分研究いたさなければならぬと考へております。

それから料理屋とかあるいは高層建築の方面の金融はどうなつておるかという点であります。この点につきましても、ただいま閣議に付属する三人委員会という制度がありまして、大蔵省の銀行局長、私の方の住宅局長及び安定本部の官房長が三人でもつて委員会を構成して建築の制限をやつております。その最重点を料理屋とかその他の娯楽施設に置いておるわけでありまして、ほとんど全面的な抑制をやつております。また高層建築にいたしましてもかなり手きびしい抑制を加えておるわけでありまして。しかしそれは全部のわけではありませんが、重点的にやつておるのであります。この方面にまわる金は普通の金融機関が貸し出すルートを通つておらないのであります。自己資金であるとかその他の金が使われておるのであります。普通の金融資金は大蔵省の方で厳重に取締つて流れないようにしておるというのが実情であります。今後運用の面においてさらに注意をいたしまして、資金的に資材的に、こういう面の事業のために住宅建築を抑えるといふことのように配意をいたして行きたいと考へております。

○淺利委員 ただいま火災保険の問題がありましたが、額は少いかもしれませんが、これは今船舶の方に利用される率が多いと思ひます。そこですべてこれを船舶の方に持つて行かれるとい

うことなく、海上保険と建物の保険というものの振り合いによつて、一部は住宅の方に回れる。もし現行の法律ではその道が開かれていないならば、立法的措置を講じてその火災保険というものを利用することを考慮する必要がある。一方において住宅がふえるならばそれだけ火災保険の対象もふえるのでありますから、保険会社としては一挙兩得の点があると思ふのであります。この点については単純に一片の思ひつき案であるというふうに聞き流しをせずに、もつと真剣に調査をしていただきたい。そしてこれは不可能である、またこういうところに難点があるという調査の結果を適当な機会に御報告願ひたいと思ふのであります。

もう一つは、もし道さへ立つならば、政府が直接補助をしなくても、あるいは金利補償というふうなことをすれば、それだけたくさんものものに割当ができる、こういうことになつて思ふのであります。今度の電源開発についても貯蓄債券を発行して六十億ばかりこれに充てるということになつておりますが、そういう点から考へて、社会福祉のために住宅建設公債というふうなものを発行して、早急にこの住宅問題の解決に充てる道がないかどうか。インフレを助長するという意味において懸念もあるようでありまして、民間の資金を動員してこれを運用するのであるとすれば、此うはなはだしい害がない。ことに今の電源開発には貯蓄債券を発行するというならば、住宅に対しては貯蓄債券なり住宅債券を発行するというにすれば、多くの国民もこれに応ずるといふこともありはせぬかと思ひます。これらの

点に対するお考えはどうでありましたか。これは前に道路問題について伺つたのでありますが、住宅問題についてもお考えをお示し願ひたいと思ひます。

○野田國務大臣 今お話の貯蓄債券の問題は、終戦後において初めての問題であるかと思ひますが、電源開発の金融難にかんがみましてああいう制度を始めるに至つたのであります。住宅問題もきつめて緊要なものでありますので、今後ああいうような方法がとられるのではないかとこのことにつきましては、十分検討して参りたいと思つております。

なお損害保険会社の積立金の利用の問題につきましては、皆さんの方の御趣旨もありましたので、以前に一度損害保険会社と交渉したこともありますが、ありますが、今までのところは成功しておらないのであります。なお今後ともさらに研究を重ねまして善処したいと思ひております。なおこれがほんとうに成り立つかどうかといふことは、まだ今後に属するものであります。が、例の厚生保険で年々百億以上の金が預金部に集まつて参りますので、これを利用いたしまして、労働者住宅といひますか、勤労者住宅といひますか、そういうものを建てられないかといふことを厚生大臣とも相談をしております。これは大蔵省の十分な了解を得なければできないことではあります。この問題は前々から研究しておることであり、かつまたそういう金を、かりに八割なら八割使えばあと二割は会社が自分で出す、そして合せて十にして労働者用の住宅を建てるといふことも、民間においては相当歡迎しておる

向きもあるという話を聞いております。こういう点につきましても、これから十分検討を続けて行きたい。今その調査に着手をいたしておるような実情であります。

○淺利委員 建設大臣の将来における熱意を期待して大臣に対する質問はこの程度にとどめますが、ただいま地財委の方から御出席なさうでありますから御質問いたします。この三箇年計画を実施するに於いて地方財政の貧弱な今日、主として起債の裏づけがなければこの計画が圓餅に帰すると思ふのであります。そこで今日まで地財委においては、起債の割当についてはいろいろ優先的に取上げるのでありますが、地方財政委員会としては、この裏づけとなる融資について、この計画を履行し得る程度の融資ができるという確信を持つておられるかどうか、またそれだけの熱意を持つておられるかどうか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○武岡政府委員 昭和二十七年年度の地方債の発行計画につきましては、ただいまのところまだ具体的な各項目についての割振りを行つておる段階でございまして、まだ決定しておりません。ただ総額といたしましては、明年度におきましては預金部資金として大体六百五十億程度手当をいたしてございまして、本年度に比すれば一般會計、特別會計合せて百五十億程度増額になるわけでありまして、他面におきまして、明年度における地方債の所要額と申しますか、地方の希望額といふものも相当ふえて参つておりますし、また物価の値上り等も勘案いたしますと、個々の事業に充當し得る比率につ

きましては、本年以上に非常に多くを期待することは困難であらうと思ひますが、大体本年程度の充當率は維持できるのではないかと考えております。ただいまのお話の住宅の建設計画につきましては、明年度の具体的な起債の配分の際にさらに詳細な数字につきまして検討いたさなければならぬと考えておりますが、住宅問題の緊要なことは御指摘の通りでありますので、できる限り起債が地方の要望にこたえ得ますように努力をいたしたいと考えております。

○淺利委員 最後に一つ申し上げておきたいのは、この計画はある程度いろいろの種類によつてやるのでありますけれども、最近の十勝震災あるいは各地の火災のごときものが頻発すれば、その都度この既設公共事業費の中から住宅建設をするという建前になつております。そうするとせつかく立てた計画もその災害によつてくずれるといふことになりまして、そうすればこの三年計画のほかに、そういう災害の起つた場合は災害の復旧と申しますか、災害の救助と申しますか、そういう意味において別個の予算を組んで、あるいは別個のわくを設けて、補正予算として災害の分は災害費として別に組むという予算形態を持つてあらざれば、せつかくの計画がその災害のいかによつてくずれるという憂いがある。災害に對しては、この既定計画以外に別個の予算のわくをもつて処置するといふお考えがあるかないか、この点を確かめておきたいと思ひます。

○野田國務大臣 災害の場合の公営住宅は、本年度では五十億円の公営予算がありますが、これからは出さないこと

とししておまして、災害復旧費八十億の中から災害復旧関係の第二種公営住宅復旧の金を出すという建前をとつておりますから、五十億を主とする二万五千戸の計画には食ひ込んで来ないことになつております。

なお申し上げておきますが、先ほど申されました三百六十万戸足りないというその数字の中には、災害によつて滅失する家の数も入つておるわけでありまして、しかし二万五千とか何とか申し上げている数字の中には、災害によつてつぶれたものを今度第二種公営住宅で補つて行くという数字は入つておらない、こういうことになつております。

○淺利委員 そこで今の災害の場合には別個に予算をおとりになるというお考えかどうかといふことを確かめておきたいのであります。

○野田國務大臣 そうであります。

○松本委員長 これにて質疑は終了いたしました。これより討論に入ります。通告順によりこれを許します。内海安吉君。

○内海委員 私は本案に対して賛成の意を表するものであります。その理由は、本計画は政府の説明によつて明らかにされました。この三年計画は昭和二十六年法律第九十三号をもつて公布されたもので、公営住宅法第六條第三項の規定に基づき作成されたものであります。特に昨年七月、各都道府県知事より住宅建設三箇年計画につきましては、いろいろ意見その他資料の提出を求めましたのみならず、地方公共団体の住宅需要と財政需要並びに住宅金融公庫による融資住宅の建設見込み、その他民間における自己住宅建設見通し等の関連した

とにしております。災害復旧費八十億の中から災害復旧関係の第二種公営住宅復旧の金を出すという建前をとつておりますから、五十億を主とする二万五千戸の計画には食ひ込んで来ないことになつております。

諸問題を検討されました。本案が立案されたものでありますので、まことに適當の措置であると認めるものであります。本員は原案に賛成の意を表するものであります。

○松本委員長 池田峯雄君。

○池田(峯)委員 私は共産党を代表いたしまして反対したものであります。

この計画は二十年間で日本の住宅不足を解消しようという計画であるのであります。来年のことを言うと鬼が笑うというが、まったく鬼が大笑いするような計画であります。現在日本の住宅が二十年後にどのくらい不足して行くかということを推定いたしますと、現在不足しているのが三百十六万戸、そのほかに自然需要増が約六百四十万戸という計算になるのであります。から、まず二十年後の不足数は九百五十六万戸、一千万戸になん／＼とするという計算になるのであります。これは政府の資料で計算してそうなるのであります。従いましてこの不足を解消するためには、年間五十万戸の建設が必要なのであります。この案によりますと、ようやく年間に十二万戸ずつつくって行くというような計画なのであります。しかもこの計画すらも実際には実行されずに、本年度は七万戸くらいしか建設できない。これは要するに今の政府が単独議和をやりました、アメリカの植民地になつてアメリカの雇い兵をつくり、警察予備隊費であるとか、あるいはやれ防衛費であるとか、こういうものを支払わなければなりませんから、従つて住宅の建設費というものはほんのすずめの涙ほどにならざるを得ないというところは理の当

然でございませう。大砲もつくるしバタもつくるというような政策はできつこないものであります。しかもまた政府は警察予備隊をやれ十八万人とか、三十万人とか、八十万人とか、そういうようなことではいわけゆるすめの涙ほどのこの三箇年計画すらも絵に描いた花もちになるであらうということでは、今から十分想像されるところなのであります。そういう意味で、この計画は住宅不足に困窮し、政府に何とかして低家賃の住宅を建ててくれという日本国民大衆の切実な要求を、この絵に描いた花もちによつてごまかそうという計画以外の何ものでもないと思ひますので、私は本案に反対するものであります。

○松本委員長 これにて通告のありました討論は全部終了いたしました。ただいまより公営住宅法第六條の規定に基づき、承認を求めるの件、内閣提出、承認第三号について採決いたします。本件を承認すべきものと決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○松本委員長 起立多数。よつて本件は承認すべきものと決しました。この際お諮りいたします。本件に関する委員会の報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松本委員長 御異議なしと認めます。よつてさようとりはからいます。本日はこの程度で散会いたします。次会は追つて公報をもつて御案内いたします。

午後四時十九分散会

〔参照〕
公営住宅法第六條の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年四月九日印刷

昭和二十七年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所